

市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託仕様書

(本仕様書の規定)

第1条 本仕様書は、東大阪市（以下、「発注者」という。）が発注する市内遺跡出土土器を模した立体パズル（以下、「土器パズル」という。）の製作業務について、その作業方法等を定めることにより、その規格の標準化を図り必要な精度を確保することを目的とする。

第2条 業務を実施するにあたって知り得た秘密を他者へ漏洩してはならない。

第3条 本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、両者協議の上、適切に処理するものとする。

(業務の概要)

第4条 本市の文化財の普及啓発、教育を目的とした事業における活用を目的とし、本市遺跡出土資料を基に土器パズルを製作する。

2 本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 契約期間 契約締結日から令和8年10月30日まで

(2) 作成する土器 縄手遺跡出土 中津式土器 深鉢 1点
えの木塚古墳出土 鱈付円筒埴輪 1点

(3) 法量 縄手遺跡出土 中津式土器 深鉢 : 高さ 285mm、口径 228mm
えの木塚古墳出土 鱈付円筒埴輪 : 高さ 920mm、口径 350mm、底径 276mm
ただし、鱈付円筒埴輪に関しては約 55%（高さを 500mm）に縮小したものを作成する

(手続き等)

第5条 受託者は委託契約締結後速やかに作業計画を作成し、各作業段階の具体的な実施計画を発注者に提出し、その承認を得ること。

2 受託者は、実施計画の変更及び発注者との協議内容について、その都度打合せ簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(作業工程)

第6条 作業の工程は次のいずれかの方法とする。ただし、えの木塚古墳出土の鱈付円筒埴輪に関しては令和8年6月30日まで貸出中のため、2種の土器パズルを同様の方法又は2と3の方法を併用して作成するかどうかについては協議の上決めること。樹脂や塗装の材質については事前に使用するものを一覧にしたうえで提出すること。資料を参考や型取りのために借用し扱う場合は、考古学を専門とする学芸員の資格を有する者もしくは、埋蔵文化財の専門知識

を有する者を取扱責任者としておくこと。加えて、取扱責任者の経歴書を提出し発注者の承認を得ること。

2 実物の土器から型取りせず写真や 3D データを使用する方法

2-(1) 模造品作成・型取り

- ・写真や 3D データを参考に土器の模造品を作成する
- ・作成したものは発注者の検査を受け必要に応じて修正を行う
- ・土器内面は再現を行わない
- ・作成した模造品を型取りする

2-(2) 樹脂成型・修正

- ・磁石を封入できる厚みで型に樹脂を塗りこむ
- ・樹脂が硬化した後、型を合体させる
- ・型からはずし、型の合わせ目に生じるバリ等細部の仕上げをする

2-(3) 切断、調整

- ・接合面を生かし、15 ピース前後となるような分割ラインを作成し、それを元に成形品を切断する
- ・切断したパーツの端部に磁石を封入し、見えないよう修正する
- ・鋭角な角は安全面等を考慮し、ある程度滑らかに処理する

2-(4) 彩色

- ・色見本を参考に、発注者の指示に従い実物に近い簡易彩色を行う
- ・表面保護のためつや消し塗装を施す

2-(5) 完成、納品

- ・発注者の指定の場所に成果品の納品を行う

3 実物の土器から型取りを行う方法

3-(1) 型取り

- ・指定の場所で資料の状態確認を担当者とともにに行い、資料を梱包の上、借用する
- ・型取り前にデジタルカメラで写真撮影を行い、作業前の資料の状態を記録する
- ・型取りの方法にあわせて、土器表面を錫箔などの適切な材料で保護する

3-(2) 樹脂成型、修正

- ・樹脂を内型に塗りこみ、厚みは磁石を封入できる厚みとする
- ・樹脂が硬化した後、型を合体させる
- ・型からはずし、型の合わせ目に生じるバリ等細部の仕上げをする

3-(3) 切断、調整

- ・接合面を生かし、15 ピース前後となるような分割ラインを作成し、それを元に成形品を切断する
- ・切断したパーツの端部に磁石を封入し、見えないよう修正する
- ・鋭角な角は安全面等を考慮し、ある程度滑らかに処理する

3-(4) 彩色

- ・色見本を参考に、発注者の指示に従い実物に近い簡易彩色を行う
- ・表面保護のためつや消し塗装を施す

3-(5) 完成、納品

- ・発注者の指定の場所に成果品の納品を行う

(検査及び納品)

第7条 各工程が終了する毎に発注者の検査を受け、その承認を得るものとする。

2 納品にあたっては、発注者が検査を行い、確認したうえで納品完了とする。また、破損・変形等の異常が認められた場合は差し戻しとし、再度適切な状態にしたものを、契約期間内に納品することとする。

3 検査終了後において受託者の責に帰すべき事由により修正の必要がある場合には、作業中、作業完了後を問わず受託者の責任において速やかに修正しなくてはならない。

(成果品の帰属)

第8条 本業務における成果品は発注者に帰属するものとする。

2 受託者は発注者の許可なく成果を他に公表、貸与又は使用してはならない。

(成果品)

第9条 業務完了後、以下の成果品を納品すること。

- 1 土器パズル完成品 一式
- 2 作業工程写真 一式